

## 宮城県公報

発行  
宮 城 県  
(総務部私学文書課)  
宮城県仙台市青葉区  
本町三丁目8番1号  
電話 022(211)2267  
(毎週火、金曜日発行)

## 目 次

ページ

## 告 示

○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく  
指定障害福祉サービス事業者の廃止の届出

○農用地利用配分計画の認可

○保安林の指定の予定

## 公 告

○県営土地改良事業変更計画の縦覧

○開発行為に関する工事の完了

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る落札者の決定(三件)

## 選挙管理委員会

○宮城県公職選挙執行規程の一部を改正する告示

○不在者投票を管理すべき施設の指定等について

○不在者投票を管理すべき施設の指定の取消しについて

○不在者投票を管理すべき施設の指定等について

## 監査委員

○財政的援助団体等監査結果に対する措置の公表

○定期監査結果に対する措置の公表

## 告 示

○宮城県告示第五百七十四号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第二百二十三号)第四十六条第二項の規定により、指定障害福祉サービス事業者から次のとおり事業を廃止する旨届出が

あったので、同法第五十一条第二号の規定により告示する。

平成二十八年六月二十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

事業所番号	事業所の名称及び所在地	廃止する指定障害福祉サービスの種類	設置者名	廃止年月日
〇四一〇七〇〇三二四	訪問介護ステーションなごみ 名取市小山二丁目二 一三	居宅介護 重度訪問介護	株式会社アル フアールライフ	平成二十八年 五月三十一日

○宮城県告示第五百七十五号

農地中間管理事業の推進に関する法律(平成二十五年法律第一号)第十八条第一項の規定により、  
農用地利用配分計画を次のとおり認可した。

平成二十八年六月二十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 農用地利用配分計画の概要

別冊のとおり

二 認可年月日

平成二十八年六月二十一日

○宮城県告示第五百七十六号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条の二第二項の規定により、次のように保安林の指定をする予定である。

平成二十八年六月二十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 保安林予定森林の所在場所

本吉郡南三陸町戸倉字長清水二四、二七の二、三〇の二

二 指定の目的

潮害の防備

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(一) 主伐は、択伐による。

(二) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

〔次のとおり〕は、省略し、その関係書類を宮城県庁（農林水産部森林整備課）及び南三陸町役場に備え置いて縦覧に供する。）

### 公 告

○県営西矢本地区土地改良事業（農山漁村地域復興基盤総合整備事業（農地整備事業））計画の変更にあたり、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条の三第四項の規定による協議を行うので、同条第六項において準用する同法第八十七条の二第八項の規定により、当該土地改良事業変更計画の概要を次のとおり縦覧に供する。

なお、当該土地改良事業変更計画の概要に意見がある者は、宮城県知事に対し意見書を提出することができる。

平成二十八年六月二十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 縦覧に供する書類の名称

県営西矢本地区土地改良事業（農山漁村地域復興基盤総合整備事業（農地整備事業））変更計画概要書

二 縦覧期間

平成二十八年六月二十一日から平成二十八年七月二十日まで

三 縦覧場所

東松島市役所及び東松島市役所鳴瀬庁舎

四 意見書の提出について

1 提出期限 平成二十八年七月二十日

2 提出方法 宮城県東部地方振興事務所長宛て提出してください。

送付先 〒九八六-〇八一二 宮城県石巻市東中里二丁目四の三十二

電子メールアドレス etsglinks@pref.miyagi.jp

3 意見書の様式等 様式は任意ですが、言語は日本語に限ります。また、氏名（法人名）及び連絡先を必ず記入してください。

4 意見書の取扱い 提出された意見書の内容は、東松島市役所で縦覧に供されます。また、提出された意見に対しては、個別に回答しませんので、あらかじめ御了承願います。

5 その他 電話による意見はお受けできません。

○東日本大震災復興特別区域法（平成二十三年法律第二百二十二号）第五十条第二項の規定により都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の許可があつたものとみなされた次の開発区域（工区）に係る開発行為は、その工事を完了した。

平成二十八年六月二十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 工事を完了した開発区域（工区）に含まれる地域の名称

気仙沼市東八幡前三百二十七番一の一部、三百二十八番、三百二十八番一の一部、三百二十九番の一部、三百四十三番の一部、三百四十四番の一部、三百四十五番、三百四十六番、三百四十九番、三百二十七番一地先の道の一部、三百四十五番地先の道の一部、三百四十五番地先の水の一部

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）

気仙沼市

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり落札者を決定した。

平成二十八年六月二十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 落札に係る物品又は役務の名称及び数量 除雪ドーザ（14t級） 一台

二 契約に関する事務を担当する課室等の名称及び所在地 出納局契約課 仙台市青葉区本町三丁目八番一号

三 落札者を決定した日 平成二十八年六月三日

四 落札者の氏名又は名称及び住所又は所在地 ユニキャリア株式会社 神奈川県川崎市幸区新小倉一番二号

五 落札金額 二千二十九万六千四百四十円

六 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札

七 入札の公告を行った日 平成二十八年五月二十日

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり落札者を決定した。

平成二十八年六月二十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 落札に係る物品又は役務の名称及び数量 ローター除雪車(2.2m級) 一台
- 二 契約に関する事務を担当する課室等の名称及び所在地 出納局契約課 仙台市青葉区本町三丁目八番一号
- 三 落札者を決定した日 平成二十八年六月三日
- 四 落札者の氏名又は名称及び住所又は所在地 日立建機日本株式会社 埼玉県草加市弁天五丁目三十三番二十五号
- 五 落札金額 三千二百三十四万六千円
- 六 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 七 入札の公告を行った日 平成二十八年五月二十日

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり落札者を決定した。

平成二十八年六月二十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 落札に係る物品又は役務の名称及び数量 凍結防止剤散布車(湿式・4.0m級) 一台
- 二 契約に関する事務を担当する課室等の名称及び所在地 出納局契約課 仙台市青葉区本町三丁目八番一号
- 三 落札者を決定した日 平成二十八年六月三日
- 四 落札者の氏名又は名称及び住所又は所在地 日立建機日本株式会社 埼玉県草加市弁天五丁目三十三番二十五号
- 五 落札金額 三千八百一万六千円
- 六 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 七 入札の公告を行った日 平成二十八年五月二十日

**選挙管理委員会**

○宮選管告示第八十二号

宮城県公職選挙執行規程の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十八年六月二十一日

宮城県選挙管理委員会

委員長 伊 東 則 夫

宮城県公職選挙執行規程の一部を改正する告示

宮城県公職選挙執行規程(昭和三十一年宮選管告示第十号)の一部を次のように改正する。

第四百四十一項中「第六十九条(選挙公報の発行手続 第五項)」を「第六十九条(選挙公報の発行手続)第六項」に改める。

附 則

この告示は、平成二十八年六月二十一日から施行する。

○宮選管告示第八十三号

宮城県公職選挙執行規程の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十八年六月二十一日

宮城県選挙管理委員会

委員長 伊 東 則 夫

宮城県公職選挙執行規程の一部を改正する告示

宮城県公職選挙執行規程(昭和三十一年宮選管告示第十号)の一部を次のように改正する。

別表第一の項中「労働者健康福祉機構東北労災病院」を「独立行政法人労働者健康安全機構東北労災病院」に改める。

附 則

この告示は、平成二十八年六月二十一日から施行する。

○宮選管告示第八十四号

宮城県公職選挙執行規程の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十八年六月二十一日

宮城県選挙管理委員会

委員長 伊 東 則 夫

宮城県公職選挙執行規程の一部を改正する告示

宮城県公職選挙執行規程(昭和三十一年宮選管告示第十号)の一部を次のように改正する。  
別表第一 N T T 東日本東北病院の項を削る。

附 則

この告示は、平成二十八年六月二十一日から施行する。

○宮選管告示第八十五号

宮城県公職選挙執行規程の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十八年六月二十一日

宮城県選挙管理委員会

委員長 伊 東 則 夫

宮城県公職選挙執行規程の一部を改正する告示

別表第一 特定医療法人白嶺会仙台整形外科病院の項の次に次のように加える。

東北医科薬科大学若林病院

同 市若林区大和町二丁目二九番一号

附則

この告示は、平成二十八年六月二十一日から施行する。

監査委員

○宮城県監査委員告示第26号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第9項の規定により報告した監査結果について、宮城県知事から同条第12項の規定により下記の措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定により公表する。

平成28年6月21日

宮城県監査委員	中	山	耕	一
宮城県監査委員	坂	下	賢	
宮城県監査委員	工	藤	鏡	子
宮城県監査委員	成	田	由	加里

記

1 監査委員の報告日

平成28年3月25日

2 通知のあった日

平成28年6月1日

3 監査委員の報告内容及び措置の内容

(1) 団体名 阿武隈急行株式会社

イ 監査委員の報告の内容

期末において、累積欠損金が認められたので、引き続き経営改善を図る必要がある。

ロ 措置の内容

沿線人口の減少に伴う旅客収入の減など、阿武隈急行株式会社は厳しい経営状況にあるため、県では平成25年度から阿武隈急行線の利用促進を目的とし、利用者への運賃助成及び通勤定期券購入に対する地域商品券の交付並びに利用促進や活性化事業に係る経費の負担について、市町に対し、補助金を交付する「阿武隈急行線利用促進支援事業」を行ってきた（平成26年度からは通勤定期券についても追加）。その結果、平成27年度は前年度より、「阿武隈急行線利用促進支援事業」を利用する旅客の増加が確認できた。

また、阿武隈急行株式会社では、長期経営計画をベースとして、永続的な運行ができるよう、「新経営健全化5カ年計画（平成26年度～平成30年度）」を策定し、新規イベント事業の開発や企画乗車券の発売等の収入確保策を講じるとともに、人件費や一般経費の削減などを進めている。

県としては、策定された新経営健全化5カ年計画により、経営改善を図るため、本県及び福島県並びに沿線市町等で構成される「阿武隈急行線再生支援協議会」のもと適切に指導・助言するとともに、今後も引き続き必要な支援を行っていく。

(2) 団体名 公益社団法人みやぎ農業振興公社

イ 監査委員の報告の内容

(イ) 正味財産が出資金を下回っていると認められたので、経営改善を図る必要がある。

(ロ) 牧場経営（白石牧場、牡鹿牧場）の改善が図られていないと認められたので、抜本的な見直しや改善を図る必要がある。

(リ) 農地保有合理化事業及びWCS収獲調整・供給事業において、長期未収金が認められたので、引き続き適切な債権管理を図る必要がある。

(ニ) 工事請負代金において、支払遅延が認められたので、改善を図る必要がある。

(ホ) 受注工事の下請負（外注注文）において、発注者の承諾を得ないで工事を請け負わせていると認められたので、改善を図る必要がある。

ロ 措置の内容

(イ) 当該団体は、平成25年5月に「みやぎ農業振興公社中期経営プラン」（計画期間：H25～H29）を策定し、中期経営目標として、事業別損益状況の適時把握や適切な債権管理等の経営安定化に向けた取組を行っているところであり、県としては、団体の取組を的確に把握し、団体が公益法人としての役割を果たしつつ、かつ、自立した経営が実現できるよう、必要な指導・助言を引き続き行っていく。

(ロ) 当該団体では、平成27年12月に牧場事業の経営改善計画を策定しており、この中で、白石牧場については、中期経営プランに掲げた目標を着実に達成できていることから、県が造成した優良種雄牛の子牛生産供給基地として、優良肉用子牛を安定的に供給する役割を担うものと位置付け、基礎雌牛の改良や哺育技術の向上等の取組を強化し、これまで以上に収支改善に向けた対策に取り組んでいくこととしているほか、一般農家への改良技術の普及等にも取り組んでいくこととしている。

また、牡鹿牧場については、東北大学等との連携や各種実証事業に取り組んできたものの

報 告 書

現在までに収支の改善には至っておらず、今後の見直しも厳しいことから、牧場運営の廃止に向けた調整を進めていくことで理事会の承認を得たところである。

当該団体の牧場経営については、現在、役職員の共通認識のもとで経営健全化の取組が行われていることから、県としては、当面は、経営状況に関する意見交換を行うなど、当該団体が策定した経営改善計画の進捗を注視しながら、改善に向けた指導・助言を行っていく。

イ) 長期未収金については、引き続き、全額回収に向け、更なる債権回収に努めていくよう指導していく。また、WCS収獲調整・供給事業については、「債権の管理・回収マニュアル」の遵守を徹底し、適切な債権管理による具体的な債権回収を行っていくよう指導・助言を行っていく。

ロ) 工事担当部門と契約・経理担当部門の両部門が工事請負契約書に基づく支払期限を把握し、適切に支払処理を行っていくよう指導した。

ハ) 受注工事の下請負に当たっては、工事委託契約書の条項を十分に確認し、発注者の承諾を得るなど契約書に基づき適切に処理するよう指導した。

ニ) 立替える必要性がない案件について、適切な事務処理が行われるよう改善されたことを確認した。

(3) 団体名 公益財団法人みやぎ林業活性化基金  
イ 監査委員の報告の内容

イ) 会計帳簿等において、極めて不適切・不明瞭な整備状況が認められたので、改善を図る必要がある。

ロ) 貸借対照表の普通預金計上額について、預金残高金額と相違が認められたので、改善を図る必要がある。

ロ 措置の内容

イ) 平成26年度決算における会計帳簿等の適正化を図る上で検討した結果、主たる原因が「公益法人会計事務の処理体制が不十分であったこと」と「会計ソフトの更新等の不良であること」が判明したため、みやぎ林業活性化基金としては以下のとおり改善を図ることとした。

ア) 会計体制を強化するため、基金会計を主として担当する責任者1名と、簿記等の資格を有する経理担当補助員1名を配置する。(平成28年1月配置済)

イ) 新会計基準(20年基準)に対応する会計決算事務(正味財産増減計算書及び内訳表、貸借対照表や総勘定元帳等関係帳票等の整備・整合)を行うため、対応する適正な会計ソフトの運用・更新を進める。(平成27年度決算から対応。平成28年1月反映済)

ロ) 年度の中途における進捗管理の徹底のため、四半期毎に残高試算表を作成し、チェック

を行う。また、個別事業担当ごとに行っていた入出金管理を一元化する。

イ) 会計のチェック体制を徹底するため、基金会計担当に加え、事務局長及び宮城県森林組合連合会経理部門による複数段階による内部チェックを徹底する。また、必要に応じて税理士事務所の指導を受け、適正な決算を図る。

ロ) 県としては、判明後直ちに法人に対して強く改善の実行を指導し、平成26年度決算処理の修正を指示した。また、現金の出納管理、修正後の帳票等は繰り返し内容を確認しながら、明瞭な会計処理帳票の作成が図られるよう指導を行った。

今後は、上記4つの改善項目の確実な実行が図られるように、新たに配置された基金会計担当責任者等に対し、適正な法人会計処理について、事務局長等の決裁権者を交えて改めて個別指導を行い、あわせて、会計処理帳票、会計事務書類の改善状況等の確認を行う。

また、新会計基準(20年基準)に対応するよう、県と法人相互で確認した上で税理士事務所と調整しながら修正等を行い、会計処理の適正化を図る。

さらに、法人が実施する四半期毎の残高試算表の確認作業に同席し、入出金状況の確認と助言を行い、年度途中で発生した疑問や課題の早期解決に向けた指導を行うなど、県としてチェックを強化し、継続した改善が図られるよう配慮していく。

ロ) 金額の相違を生じた主たる原因が、年度末日及び年度当初日における通帳等確認の徹底不足であることが判明したため、基金事業に関連する全通帳について、年度末の3月31日に記載された残高確認の徹底を図る。また、年度替わりに伴う事務不備等を回避するため、4月1日にも、再度、記載された残高確認を行い、普通預金の適正計上を徹底させるとともに、指摘事項<sup>(イ)</sup>の対応と併せ、県として適正な会計処理が図られるようチェックし、改善が図られるよう法人を指導していく。

○宮城県監査委員告示第27号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第9項の規定により報告した定期監査結果について、宮城県知事から同条第12項の規定により下記の措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定により公表する。

平成28年6月21日

宮城県監査委員	中	山	耕	一
宮城県監査委員	坂	下	藤	賢
宮城県監査委員	工	藤	鏡	子
宮城県監査委員	成	田	由	加里

記

<p>1 監査委員の報告日 平成28年3月25日</p> <p>2 通知のあった日 平成28年5月18日</p> <p>3 監査委員の報告の内容及び措置の内容</p> <p>(1) 大河原県税事務所</p> <p>イ 監査委員の報告の内容</p> <p>県税において、収入未済を解消する努力は見られるが、なお収入未済があったので、更に適切な徴収対策を講じ、税収の確保に努められたい。</p> <p>(内容)</p> <p>・H26年度収入未済額</p> <table border="1"> <tr><td>現年度分</td><td>92,268,761円</td></tr> <tr><td>過年度分</td><td>315,182,207円</td></tr> <tr><td>合 計</td><td>407,450,968円</td></tr> </table> <p>・H25年度収入未済額</p> <table border="1"> <tr><td>現年度分</td><td>95,045,555円</td></tr> <tr><td>過年度分</td><td>377,619,962円</td></tr> <tr><td>合 計</td><td>472,665,517円</td></tr> </table> <p>ロ 措置の内容</p> <p>「県税滞納額縮減対策3か年計画」及び「平成27年度大河原県税事務所運営方針」に基づき、収入未済額の縮減と県税収入の確保に努めた。</p> <p>個人県民税については、共同催告（7市町：2,326件）や特別徴収未実施事業所への共同勸奨（2市町：5件）など市町と連携した取組を実施したほか、地方税法第48条による直接徴収（4市町：10件）や県税還付金の差押え支援（9市町：88件）など市町を支援する事業を積極的に実施した。</p> <p>個人県民税以外の税目については、自動車税を中心に早期の折衝・催告により滞納の未然防止に努めるとともに、財産調査の早期着手により滞納事案に応じた効果的な財産差押えを行い、自動車や預貯金の差押えを重点的に実施した。また、高額事案や長期滞納事案については、徹底した財産調査と事案検討会による組織的な処理方針に基づく滞納処分又は滞納処分の執行停止を行い、適切な債権管理に努めた。</p> <p>(2) 仙台南県税事務所</p>	現年度分	92,268,761円	過年度分	315,182,207円	合 計	407,450,968円	現年度分	95,045,555円	過年度分	377,619,962円	合 計	472,665,517円	<p>イ 監査委員の報告の内容</p> <p>県税において、収入未済を解消する努力は見られるが、なお収入未済があったので、更に適切な徴収対策を講じ、税収の確保に努められたい。</p> <p>(内容)</p> <p>・H26年度収入未済額</p> <table border="1"> <tr><td>現年度分</td><td>114,470,016円</td></tr> <tr><td>過年度分</td><td>271,009,386円</td></tr> <tr><td>合 計</td><td>385,479,402円</td></tr> </table> <p>・H25年度収入未済額</p> <table border="1"> <tr><td>現年度分</td><td>132,035,095円</td></tr> <tr><td>過年度分</td><td>309,221,027円</td></tr> <tr><td>合 計</td><td>441,256,122円</td></tr> </table> <p>ロ 措置の内容</p> <p>平成25年3月に策定した「県税滞納額縮減対策3か年計画」及び「平成27年度県税事務所運営」に基づき、次のとおり収入未済額の縮減及び税収確保に努めた。</p> <p>個人県民税については、管内市町との住民税徴収確保対策会議等を通じ円滑な情報交換を図りながら共同催告や県税還付金差押え支援を行うとともに、地方税法第48条に基づく直接徴収を実施した。また、市町職員を対象とした滞納整理研修会を開催するとともに、現地研修の一環としても共同徴収に取り組むなど市町への徴収技術支援を行った。</p> <p>個人県民税以外の税目については、初動・調査チームと処分チームの連携を強化しながら一層の進行管理に努め、搜索をはじめ徹底した財産調査に基づき預貯金や自動車などの差押えを行うなど滞納額の縮減に努めた。</p> <p>(3) 仙台中央県税事務所</p> <p>イ 監査委員の報告の内容</p> <p>県税において、収入未済を解消する努力は見られるが、なお収入未済があったので、更に適切な徴収対策を講じ、税収の確保に努められたい。</p> <p>(内容)</p> <p>・H26年度収入未済額</p> <table border="1"> <tr><td>現年度分</td><td>915,028,595円</td></tr> <tr><td>過年度分</td><td>1,471,741,520円</td></tr> <tr><td>合 計</td><td>2,386,770,115円</td></tr> </table>	現年度分	114,470,016円	過年度分	271,009,386円	合 計	385,479,402円	現年度分	132,035,095円	過年度分	309,221,027円	合 計	441,256,122円	現年度分	915,028,595円	過年度分	1,471,741,520円	合 計	2,386,770,115円
現年度分	92,268,761円																														
過年度分	315,182,207円																														
合 計	407,450,968円																														
現年度分	95,045,555円																														
過年度分	377,619,962円																														
合 計	472,665,517円																														
現年度分	114,470,016円																														
過年度分	271,009,386円																														
合 計	385,479,402円																														
現年度分	132,035,095円																														
過年度分	309,221,027円																														
合 計	441,256,122円																														
現年度分	915,028,595円																														
過年度分	1,471,741,520円																														
合 計	2,386,770,115円																														

報 告 書

<p>・H25年度収入未済額</p> <table border="1"> <tr> <td>現年度分</td> <td>914,497,441円</td> </tr> <tr> <td>過年度分</td> <td>1,912,656,039円</td> </tr> <tr> <td>合 計</td> <td>2,827,153,480円</td> </tr> </table> <p>措置の内容</p> <p>県税滞納額縮減対策3か年計画（平成25年3月策定）、平成27年度県税事務運営及び平成27年度県税事務実施計画に基づき滞納額の縮減に取り組んだ。</p> <p>個人県民税については、住民税徴収対策会議の開催、県税還付金情報の提供、車両保有状況調査支援及び合同搜索の実施等により仙台市との連携強化を図るとともに収入未済額の縮減に努めた。</p> <p>その他の税目については、早期の折衝・財産調査に努め、納税力があるにもかかわらず納税に応じない者には自動車差押え、債権差押えなど滞納処分を積極的に進めた。それでも解決しない案件については、自動車タイヤロック、搜索・動産差押え、公売等を実施し、税込確保、収入未済額の縮減に努めている。</p> <p>イ 監査委員の報告の内容</p> <p>県税において、収入未済を解消する努力は見られるが、なお収入未済があったので、更に適切な徴収対策を講じ、税込の確保に努められたい。</p> <p>(内容)</p> <p>・H26年度収入未済額</p> <table border="1"> <tr> <td>現年度分</td> <td>123,076,889円</td> </tr> <tr> <td>過年度分</td> <td>193,113,962円</td> </tr> <tr> <td>合 計</td> <td>316,190,851円</td> </tr> </table> <p>・H25年度収入未済額</p> <table border="1"> <tr> <td>現年度分</td> <td>114,876,766円</td> </tr> <tr> <td>過年度分</td> <td>295,621,539円</td> </tr> <tr> <td>合 計</td> <td>410,498,305円</td> </tr> </table> <p>ロ 措置の内容</p> <p>「県税滞納額縮減対策3か年計画」、「平成27年度県税事務運営」及び「平成27年度塩釜県税事務所事務実施計画」に基づき、収入未済額の縮減に努めた。</p> <p>個人県民税については、日頃から各市町との連絡調整の機会を確保し信頼関係を深め連携を</p>	現年度分	914,497,441円	過年度分	1,912,656,039円	合 計	2,827,153,480円	現年度分	123,076,889円	過年度分	193,113,962円	合 計	316,190,851円	現年度分	114,876,766円	過年度分	295,621,539円	合 計	410,498,305円	<p>強化し、市町の連名による共同催告書を送付したほか、市町職員を対象とした研修会の開催や県税還付金差押え支援など市町の滞納額縮減対策への継続的な支援に取り組んだ。</p> <p>また、個人県民税以外の税目については、差押えを主体とした滞納整理を継続的に実施した。</p> <p>(差押目録件数：300件、実施件数：457件)</p> <p>さらに、財産調査を積極的に行い、財産のない者は処分停止等の措置を講じ5年時効の発生防止に努めるとともに、滞納事案検討会を開催し長期滞納者及び大口滞納者に対する対応方針を決定して効果的・効率的な滞納整理にあたった。</p> <p>(5) 北部県税事務所</p> <p>イ 監査委員の報告の内容</p> <p>県税において、収入未済を解消する努力は見られるが、なお収入未済があったので、更に適切な徴収対策を講じ、税込の確保に努められたい。</p> <p>(内容)</p> <p>・H26年度収入未済額</p> <table border="1"> <tr> <td>現年度分</td> <td>113,961,925円</td> </tr> <tr> <td>過年度分</td> <td>395,105,009円</td> </tr> <tr> <td>合 計</td> <td>509,066,934円</td> </tr> </table> <p>・H25年度収入未済額</p> <table border="1"> <tr> <td>現年度分</td> <td>111,361,352円</td> </tr> <tr> <td>過年度分</td> <td>432,602,756円</td> </tr> <tr> <td>合 計</td> <td>543,964,108円</td> </tr> </table> <p>ロ 措置の内容</p> <p>個人県民税については、「個人住民税徴収対策会議」(年2回)、「滞納処分実務研修会」(年1回)を開催し、情報交換や滞納処分技術向上の支援を図ったほか、県税職員の管内市町徴税吏員併任発令及び管内市町徴税吏員の相互併任発令職員による「併任職員徴収対策会議」による差押え・搜索を行うチームを編成し、徴収対策を実施した。</p> <p>また、法48条による直接徴収の引受や県と町の連名による共同催告を実施するなど、収入未済額の縮減に努めた。</p> <p>個人県民税以外の税目については、財産調査の早期着手に努め、預貯金等債権の差押えを主体に効果的な財産差押えを実施した。さらに財産のない者は処分停止等の措置を講じ適切な徴収管理に努めた。</p> <p>(6) 北部県税事務所栗原地域事務所</p>	現年度分	113,961,925円	過年度分	395,105,009円	合 計	509,066,934円	現年度分	111,361,352円	過年度分	432,602,756円	合 計	543,964,108円
現年度分	914,497,441円																														
過年度分	1,912,656,039円																														
合 計	2,827,153,480円																														
現年度分	123,076,889円																														
過年度分	193,113,962円																														
合 計	316,190,851円																														
現年度分	114,876,766円																														
過年度分	295,621,539円																														
合 計	410,498,305円																														
現年度分	113,961,925円																														
過年度分	395,105,009円																														
合 計	509,066,934円																														
現年度分	111,361,352円																														
過年度分	432,602,756円																														
合 計	543,964,108円																														

報 告 書 公 城 回

<p>イ 監査委員の報告の内容</p> <p>県税において、収入未済を解消する努力は見られるが、なお収入未済があったので、更に適切な徴収対策を講じ、税収の確保に努められたい。</p> <p>(内容)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ H26年度収入未済額</li> <li>現年度分 22,605,363円</li> <li>過年度分 65,706,244円</li> <li>合 計 88,311,607円</li> </ul> <p>・ H25年度収入未済額</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>現年度分 23,666,033円</li> <li>過年度分 93,787,047円</li> <li>合 計 117,453,080円</li> </ul> <p>ロ 措置の内容</p> <p>個人県民税については、北部県税事務所と共同で住民税徴収対策会議や滞納処分実務研修会を開催し、栗原市との連携強化、徴収技術の向上等に努めた。また、当所の職員5名を栗原市職員（徴税吏員）に併任発令し、特別徴収未納者に対し共同で訪問催告（18件）することを始め、栗原市で実施した搜索（3件）に搜索員として参加するなど、収入未済額の縮減と税収確保支援に努めた。</p> <p>個人県民税以外の一般税については、早期の納税折衝、財産調査に努めたほか、納税能力があるにもかかわらず納税に応じない者には滞納処分を積極的に進めた。</p> <p>なお、滞納処分は、換価が容易である債権差押えを中心としている一方、困難案件については自動車差押え、搜索・動産差押え、インターネット公表など滞納整理の手法を活用し税収確保、収入未済額の縮減に努めている。</p> <p>(7) 気仙沼県税事務所</p> <p>イ 監査委員の報告の内容</p> <p>県税において、収入未済を解消する努力は見られるが、なお収入未済があったので、更に適切な徴収対策を講じ、税収の確保に努められたい。</p> <p>(内容)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ H26年度収入未済額</li> <li>現年度分 39,124,790円</li> <li>過年度分 126,125,838円</li> </ul>	<p>合 計 165,250,628円</p> <p>・ H25年度収入未済額</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>現年度分 37,571,417円</li> <li>過年度分 156,976,069円</li> <li>合 計 194,547,486円</li> </ul> <p>ロ 措置の内容</p> <p>平成26年度においては、預金等の債権を中心に差押えを行ったほか、搜索も実施するなどして、滞納額の縮減に取り組んだところである。</p> <p>平成27年度においては、定期的な一括預金調査や住民税課税状況調査、給与調査等の財産調査を実施し、これらの結果を活用して差押えを執行したほか、搜索も実施した。また、差押え可能財産が見つからない滞納者に対しては、こまめな折衝を心がけ自主納付に繋げた。</p> <p>さらに、管内市町との連携により個人住民税の直接徴収（48条徴収）を実施し滞納額の縮減に努めた。</p> <p>(8) 大河原土木事務所</p> <p>イ 監査委員の報告の内容</p> <p>委託料及び工事請負費の支出において、不適切な取扱いが認められたので、今後再発しないように対策を講じられたい。</p> <p>(内容)</p> <p>委託料及び工事請負費について、誤った会計年度予算から支出したものの。</p> <p>(4) 平成25年度予算から支出すべきところ、平成26年度予算から支出したものの。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>a 委託料 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 件数 1件</li> <li>・ 金額 459,900円</li> </ul> </li> <li>b 工事請負費 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 件数 2件</li> <li>・ 金額 1,607,550円</li> </ul> </li> </ul> <p>(5) 平成26年度予算から支出すべきところ、平成27年度予算から支出したものの。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>a 委託料 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 件数 1件</li> <li>・ 金額 440円</li> </ul> </li> <li>b 工事請負費</li> </ul>
--	---



報 告 書

<p>・件数 2件 ・金額 12,411,150円</p> <p>ロ 措置の内容</p> <p>誤った会計年度予算から支出した背景には、人事異動による担当者間の事務引き継ぎが不十分であったことや、担当者の子算制度に対する認識不足などがあったことから、担当者が替わっても精算事務が遺漏なく適切に行えるよう、契約・支払い等のデータをすべて盛り込んだ調査を作成し、誰もが契約・支出状況を確認できるように共有化するとともに、実務研修への参加やOJTを通して担当者のスキルアップ等を図り、再発防止に努めることとした。</p> <p>(9) 利府高等学校</p> <p>イ 監査委員の報告の内容</p> <p>需用費において、支払遅延による遅収加算額の発生が認められたので、今後再発しないよう対策を講じられたい。</p> <p>(内容)</p> <p>公共料金振替口座に電気料を入金すべきところ、誤った口座に入金手続きしたため、口座引落不能となった結果、早期収納割引が適用されず、3%の遅収加算額が発生したものの。</p> <p>・件数 1件 ・電気料金額 621,794円 ・遅収加算額 18,106円</p> <p>ロ 措置の内容</p> <p>支出負担行為兼支出命令決議書の決裁時に前日入金の有無及び公共料金口座への支払確認をするチェックシートを添付し、チェック体制を強化した。</p> <p>(10) 工業高等学校</p> <p>イ 監査委員の報告の内容</p> <p>(イ) 報酬において、支給額の誤りが認められたので、今後再発しないように対策を講じられたい。</p> <p>(内容)</p> <p>非常勤講師の報酬について、支給額の算定に誤りがあったもの。</p> <p>・件数 1件 ・正支給額 102,741円 ・誤支給額 34,247円 ・追給額 68,494円</p>	<p>(ロ) 需用費において、不適切な取扱いが認められたので、今後再発しないように対策を講じられたい。</p> <p>(内容)</p> <p>複写サービス料金について、契約内容と異なる金額の請求書により支出したものの。</p> <p>・件数 23件 ・正支出額 378,736円 ・誤支出額 417,918円 ・返納額 39,182円</p> <p>ロ 措置の内容</p> <p>(イ) 再発防止のため、支出の都度、発令辞令と支給調書の照合確認を行った。また、事務室内の大型カレンダーに報酬支給日等を記載し、事務失念等の注意喚起を図った。</p> <p>その結果、職員間の情報の共有化により、相互確認体制が進んだ。</p> <p>(ロ) 事務処理の改善のため、支出の都度、契約書と複写機カウンター報告書との照合・確認を行った。</p> <p>その結果、職員間のチェック機能が働きだし、事務室内の相互確認機能が強まった。</p>
--	---